

泊発電所環境保全監視協議会の概要

1 泊発電所環境保全監視協議会

(1) 根拠

泊発電所環境保全監視協議会は、泊発電所周辺地域における環境放射線及び温排水の状況を把握し、地域住民の安全確保及び生活環境の保全について必要な事項を協議するため開催するものと、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（以下「協定書」という）第5条に定められている。

(2) 所掌事項

「協定書」第5条第3項に基づく「泊発電所環境保全監視協議会規程」（以下「監視協議会規程」という）の第2条に、次の事項を所掌するものと定められている。

ア 環境放射線監視及び温排水影響調査基本計画の策定に関すること。

イ 放射線監視結果及び温排水影響調査結果の確認に関すること。

ウ その他、泊発電所周辺における地域住民の安全確保及び生活環境の保全に関し必要な事項

(3) 会議の開催

監視協議会の定例会議は年1回7月頃を開催されている。

なお、会長が必要と認めるときには、臨時会を開催することができる。

(4) 事務局

事務局は総務部危機対策局原子力安全対策課に置かれている。

2 泊発電所環境保全監視協議会の委員

泊発電所環境保全監視協議会の委員については、「監視協議会規程」第3条に定められている。

(1) 構成

現在、別紙名簿の32名で構成されている。

なお、規定では、以下のとおり定めている。

委員は40名以内。委員の構成は次のとおりである。

- | | | |
|---------------------------|---------------------|-----------|
| ① 学識経験者 | ② 知事又は知事が指名する北海道職員※ | ③ 北海道議会議員 |
| ④ 関係町村の長又は関係町村の長が指名する職員 | ⑤ 関係町村議会の長 | |
| ⑥ 関係町村の農業協同組合の長 | ⑦ 関係町村の漁業協同組合の長 | |
| ⑧ 北海道電力（株）の社長又は社長が指名する役職員 | | |

※「知事又は知事が指名する北海道職員」の委員については、次の職にある者が指名されている。

- | | | | |
|--------|---------|----------|------------|
| ① 副知事 | ② 危機管理監 | ③ 環境生活部長 | ④ 保健福祉部長 |
| ⑤ 経済部長 | ⑥ 農政部長 | ⑦ 水産林務部長 | ⑧ 後志総合振興局長 |

(2) 委嘱

委員は知事が委嘱する。

(3) 任期

委員の任期は2年であり、現在の委員の任期は令和8年6月15日までである。

なお、人事異動等の理由により委員が欠けた場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とすることが定められている。